

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の補助対象等について

1. 支援区域

医師多数区域（松山圏域※）を除く愛媛県内全域

※ 医師少数スポット（久万高原町）は対象

2. 補助対象者

支援区域において診療所（保険診療を主とする医科）を承継又は開業する者であって、愛媛県保健医療対策協議会及び愛媛県保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所の開設者

3. 補助対象経費及び補助率（申請は（１）～（３）いずれかでも可）

（１）施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）や、診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費の支援を行う。

補助対象	1㎡当たり単価（上限）	補助率
○診療部門の整備費（上限面積） ・無床診療所：160㎡ ・有床診療所（５床以下）：240㎡ ・有床診療所（６床以上）：760㎡ ○診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費（上限面積） ・医師住宅：80㎡ ・看護師住宅：80㎡	鉄筋コンクリート：484,000円 ブロック：214,000円 木造：355,000円	1/2

（注）整備に要した金額から寄付金その他の収入額を控除した金額が補助対象となります。

（２）設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器の購入費の支援を行う。

補助対象	1か所当たり基準額（上限）	補助率
診療所として必要な医療機器購入費	16,500,000円	1/2

（注）購入に要した金額から寄付金その他の収入額を控除した金額が補助対象となります。

（３）地域への定着支援事業

診療所を承継又は開業する場合の地域への定着に必要な経費の支援を行う。

※「寄付金その他収入」には診療報酬を含める。

補助対象	基準額（上限）	補助率
診療所の運営に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、報償費、旅費、備品費（単価50万円未満に限る。）、消耗品費、材料費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費、委託費	（１）1か所当たり以下①～③で算出された額 ①診療日数《1日～129日》 6,200,000円＋（71,000円×実診療日数） ②診療日数《130日～259日》 6,200,000円＋（77,000円×実診療日数） ③診療日数《260日以上》 6,200,000円＋（87,000円×実診療日数） （２）訪問看護による加算額 25,000円×訪問看護日数	2/3

（注）診療所の運営に要した金額から寄付金その他の収入額（診療報酬を含む）を控除した金額が補助対象となります。

4. 問合せ先

診療所の承継又は開業を予定し、本事業の活用を希望される場合は、令和7年10月14日（火）までに医療対策課までご連絡ください。なお、期限後において活用を希望される場合も随時ご相談ください。

（愛媛県保健福祉部医療対策課 医療政策グループ）
TEL：089-912-2449 FAX：089-921-8004
Mail：iryotaisaku@pref.ehime.lg.jp

5. 留意事項

- ・ 県への提出をもって補助金の交付を確約するものではありません。国及び県の予算等の都合により申請額の全額、または一部を支給できない場合があります。
- ・ 補助対象経費、基準額等は、現時点で国から提示されているものであり、今後、基準額等の変更や要件の追加が生じる可能性があります。
- ・ 本事業は今後、愛媛県地域医療対策協議会及び保険者協議会において協議し、両協議会で支援対象として合意を得た診療所が対象となります。補助事業の活用希望のあった診療所及び事業内容等については、両協議会において公開されますので、ご同意いただいた上で必要書類等を提出してください。
- ・ 支援対象者決定後、別途、県への補助金交付申請書類の提出を依頼します。
- ・ 「施設整備事業」「設備整備事業」は、県からの補助金交付決定前に、工事や医療機器の購入の契約を締結すると補助の対象外となりますのでご注意ください。
- ・ 事業の契約手続きについては、入札の実施など県の公共事業の扱いに準じていただきます。補助事業が不採択となった場合もその旨を連絡しますので、連絡を受ける前に事業着手しないでください。
- ・ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなりますので、短期間で財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備としてください。なお、補助目的に反して処分することとなった場合は、原則として補助金を返還していただくこととなります。